

日医発第 1221 号（医経）

令和 8 年 9 月 18 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小中 俊太郎

（公印省略）

信用保証協会によるセーフティネット保証 5 号について（情報提供）

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、中小企業庁より、セーフティネット保証 5 号の指定期間延長（令和 8 年 12 月 31 日まで）と対象業種の更新について、別添の通り、公表されました。

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少等の場合、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 80%を信用保証協会が保証する資金繰り支援制度です。

今般、無床診療所についての対象業種指定は、令和 8 年 9 月 30 日までとされていた指定期間が令和 8 年 12 月 31 日までに延長されました。これは、7 月 9 日付都道府県医師会宛文書（日医発第 682）にてお願いした緊急業況調査の結果を踏まえて対象業種として指定されたものです。ご協力下さいました都道府県医師会に御礼申し上げます。

なお、一般病院、精神科病院、有床診療所は対象業種から引き続き外れております。

本制度を利用される場合、まずは取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

セーフティネット保証 5 号を含むセーフティネット保証制度に関する一般的なお問合せは、以下の相談窓口へお願いします。

[問合せ先]

中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-1511（内線 5271）

※ 平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

[最寄りの信用保証協会]

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（別添資料）

- セーフティネット保証 5 号の指定業種、指定期間：令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2026/260916_5gou.pdf

- 参考資料 1 セーフティネット保証 5 号の概要（中小企業庁）
- 参考資料 2 セーフティネット保証 5 号に係る中小企業者の認定の概要（抜粋）（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/5gou_gaiyou.pdf

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。))をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
3	0124	養鶏業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。)
4	0221	素材生産業
5	0242	素材生産サービス業
6	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む。)
7	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
8	0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
9	0543	安山岩・同類似岩石採石業
10	0544	大理石採石業
11	0546	砂岩採石業
12	0547	粘板岩採石業
13	0548	砂・砂利・玉石採取業
14	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
15	0551	耐火粘土鉱業
16	0552	ろう石鉱業
17	0553	ドロマイト鉱業
18	0554	長石鉱業
19	0555	けい石鉱業
20	0556	天然けい砂鉱業
21	0557	石灰石鉱業
22	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
23	0592	ベントナイト鉱業
24	0593	けいそう土鉱業
25	0594	滑石鉱業
26	0611	一般土木建築工事業
27	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。)
28	0622	造園工事業
29	0623	しゅんせつ工事業
30	0631	舗装工事業
31	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く。)
32	0651	木造建築工事業
33	0661	建築リフォーム工事業
34	0721	とび工事業
35	0741	石工工事業
36	0742	れんが工事業
37	0743	タイル工事業
38	0744	コンクリートブロック工事業
39	0751	左官工事業
40	0761	金属製屋根工事業
41	0781	床工事業
42	0782	内装工事業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
43	0791	ガラス工事業
44	0792	金属製建具工事業
45	0793	木製建具工事業
46	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。)
47	0796	解体・はつり工事業
48	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。)
49	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
50	0823	信号装置工事業
51	0892	熱絶縁工事業
52	0894	さく井工事業
53	0911	部分肉・冷凍肉製造業
54	0912	肉加工品製造業
55	0913	処理牛乳・乳飲料製造業
56	0919	その他の畜産食料品製造業
57	0921	水産缶詰・瓶詰製造業
58	0922	海藻加工業
59	0923	水産練製品製造業
60	0924	塩干・塩蔵品製造業
61	0925	冷凍水産物製造業
62	0926	冷凍水産食品製造業
63	0929	その他の水産食料品製造業
64	0932	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。)
65	0943	ソース製造業
66	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く。)
67	0952	砂糖精製業
68	0953	でんぷん糖類製造業
69	0969	その他の精穀・製粉業
70	0991	でんぷん製造業
71	0992	めん類製造業
72	0999	他に分類されない食料品製造業
73	1011	清涼飲料製造業
74	1021	果実酒製造業
75	1022	発泡性酒類製造業
76	1023	清酒製造業
77	1024	醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)
78	1025	蒸留酒類製造業
79	1026	混成酒類製造業
80	1031	製茶業
81	1062	単体飼料製造業
82	1063	有機質肥料製造業
83	1111	製糸業
84	1112	化学繊維製造業
85	1114	綿紡績業
86	1115	化学繊維紡績業
87	1116	毛紡績業
88	1117	ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く。)
89	1118	かさ高加工糸製造業
90	1121	綿・スフ織物業
91	1122	絹・人絹織物業
92	1123	毛織物業
93	1125	細幅織物業
94	1129	その他の織物業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
95	1131	丸編ニット生地製造業
96	1132	たて編ニット生地製造業
97	1133	横編ニット生地製造業
98	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
99	1142	絹・人絹織物機械染色業
100	1144	織物整理業
101	1145	織物手加工染色整理業
102	1146	綿状繊維・糸染色整理業
103	1147	ニット・レース染色整理業
104	1148	繊維雑品染色整理業
105	1152	漁網製造業
106	1153	網地製造業(漁網を除く。)
107	1154	レース製造業
108	1157	フェルト・不織布製造業
109	1159	その他の繊維粗製品製造業
110	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
111	1162	織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
112	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
113	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く。)
114	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む。)
115	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類等を除く。)
116	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
117	1168	セーター類製造業
118	1169	その他の外衣・シャツ製造業
119	1171	織物製下着製造業
120	1172	ニット製下着製造業
121	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
122	1174	補整着製造業
123	1181	和装製品製造業(足袋を含む。)
124	1182	ネクタイ製造業
125	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
126	1184	靴下製造業
127	1185	手袋製造業
128	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
129	1191	寝具製造業
130	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
131	1196	刺しゅう業
132	1197	タオル製造業
133	1198	繊維製衛生材料製造業
134	1199	他に分類されない繊維製品製造業
135	1211	一般製材業
136	1212	単板(ベニヤ)製造業
137	1213	木材チップ製造業
138	1221	造作材製造業(建具を除く。)
139	1222	合板製造業
140	1223	集成材製造業
141	1224	建築用木製組立材料製造業
142	1225	パーティクルボード製造業
143	1226	繊維板製造業
144	1227	銘木製造業
145	1228	床板製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
146	1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
147	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く。)
148	1312	金属製家具製造業
149	1313	マットレス・組スプリング製造業
150	1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
151	1421	洋紙製造業
152	1423	機械すき和紙製造業
153	1451	重包装紙袋製造業
154	1612	複合肥料製造業
155	1619	その他の化学肥料製造業
156	1621	ソーダ工業
157	1622	無機顔料製造業
158	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
159	1624	塩製造業
160	1629	その他の無機化学工業製品製造業
161	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む。)
162	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む。)
163	1633	発酵工業
164	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
165	1635	プラスチック製造業
166	1636	合成ゴム製造業
167	1639	その他の有機化学工業製品製造業
168	1642	石けん・合成洗剤製造業
169	1643	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く。)
170	1644	塗料製造業
171	1651	医薬品原薬製造業
172	1652	医薬品製剤製造業
173	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む。)
174	1662	頭髮用化粧品製造業
175	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
176	1691	火薬類製造業
177	1692	農薬製造業
178	1694	ゼラチン・接着剤製造業
179	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないものに限る。)
180	1811	プラスチック板・棒製造業
181	1812	プラスチック管製造業
182	1813	プラスチック継手製造業
183	1814	プラスチック異形押出製品製造業
184	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
185	1821	プラスチックフィルム製造業
186	1824	合成皮革製造業
187	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
188	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く。)
189	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く。)

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
190	1834	工業用プラスチック製品加工業
191	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む。)
192	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
193	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
194	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
195	1851	プラスチック成形材料製造業
196	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
197	1892	プラスチック製容器製造業
198	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
199	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
200	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
201	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
202	1931	ゴムベルト製造業
203	1932	ゴムホース製造業
204	1933	工業用ゴム製品製造業
205	1992	医療・衛生用ゴム製品製造業
206	1993	ゴム練生地製造業
207	1995	再生ゴム製造業
208	1999	他に分類されないゴム製品製造業
209	2011	なめし革製造業
210	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く。)
211	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
212	2041	革製履物製造業
213	2051	革製手袋製造業
214	2061	かばん製造業
215	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く。)
216	2072	ハンドバッグ製造業
217	2081	毛皮製造業
218	2099	その他のなめし革製品製造業
219	2113	ガラス製加工素材製造業
220	2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
221	2121	セメント製造業
222	2122	生コンクリート製造業
223	2123	コンクリート製品製造業
224	2131	粘土がわら製造業
225	2139	その他の建設用粘土製品製造業
226	2144	電気用陶磁器製造業
227	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
228	2146	陶磁器製タイル製造業
229	2148	陶磁器用はい(坏)土製造業
230	2151	耐火れんが製造業
231	2152	不定形耐火物製造業
232	2159	その他の耐火物製造業
233	2181	砕石製造業
234	2182	再生骨材製造業
235	2184	石工品製造業
236	2185	けいそう土・同製品製造業
237	2186	鉱物・土石粉碎等処理業
238	2192	石こう(膏)製品製造業
239	2193	石灰製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
240	2194	鋳型製造業(中子を含む。)
241	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
242	2221	製鋼・製鋼圧延業
243	2234	鋼管製造業
244	2236	磨棒鋼製造業
245	2237	引抜鋼管製造業
246	2238	伸線業
247	2251	鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。)
248	2252	可鍛鋳鉄製造業
249	2253	鋳鋼製造業
250	2255	鍛鋼製造業
251	2291	鉄鋼シャースリット業
252	2293	鋳鉄管製造業
253	2321	鉛第二次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む。)
254	2331	伸銅品製造業
255	2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く。)
256	2351	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く。)
257	2352	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。)
258	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
259	2354	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く。)
260	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
261	2422	機械刃物製造業
262	2429	その他の金物類製造業
263	2432	ガス機器・石油機器製造業
264	2433	温風・温水暖房装置製造業
265	2443	金属製サッシ・ドア製造業
266	2446	製缶板金業
267	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
268	2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く。)
269	2453	粉末や金製品製造業
270	2461	金属製品塗装業
271	2462	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。)
272	2463	金属彫刻業
273	2469	その他の金属表面処理業
274	2471	くぎ製造業
275	2479	その他の金属線製品製造業
276	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
277	2491	金庫製造業
278	2499	他に分類されない金属製品製造業
279	2513	はん用内燃機関製造業
280	2519	その他の原動機製造業
281	2533	物流運搬設備製造業
282	2534	工業窯炉製造業(燃焼炉に限る。)
283	2594	玉軸受・ころ軸受製造業
284	2621	建設機械・鉱山機械製造業
285	2633	染色整理仕上機械製造業
286	2635	縫製機械製造業
287	2642	木材加工機械製造業
288	2651	鑄造装置製造業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
289	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
290	2661	金属工作機械製造業
291	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く。)
292	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く。)
293	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く。)
294	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
295	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
296	2693	真空装置・真空機器製造業
297	2694	ロボット製造業
298	2722	娯楽用機械製造業
299	2732	はかり製造業
300	2737	測量機械器具製造業
301	2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む。)
302	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
303	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
304	2921	電気溶接機製造業
305	2922	内燃機関電装品製造業
306	2939	その他の民生用電気機械器具製造業
307	2941	電球製造業
308	2942	電気照明器具製造業
309	2961	X線装置製造業
310	2973	医療用計測器製造業
311	3011	有線通信機械器具製造業
312	3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業
313	3013	無線通信機械器具製造業
314	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む。)
315	3112	自動車車体・附随車製造業
316	3113	自動車部分品・附属品製造業
317	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
318	3191	自転車・同部分品製造業
319	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
320	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
321	3219	その他の貴金属製品製造業
322	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く。)
323	3222	造花・装飾用羽毛製造業
324	3223	ボタン製造業
325	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
326	3241	ピアノ製造業
327	3253	運動用具製造業
328	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
329	3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く。)
330	3269	その他の事務用品製造業
331	3271	漆器製造業
332	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く。)
333	3289	その他の生活雑貨製品製造業
334	3295	工業用模型製造業
335	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く。)
336	3297	眼鏡製造業(枠を含む。)
337	3411	ガス製造業
338	3413	ガス小売業
339	3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く。)

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
340	3923	市場調査・世論調査・社会調査業
341	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。)
342	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く。)
343	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
344	4121	レコード制作業
345	4122	ラジオ番組制作業
346	4131	新聞業
347	4141	出版業
348	4151	広告制作業
349	4161	ニュース供給業
350	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
351	4311	一般乗合旅客自動車運送業
352	4321	一般乗用旅客自動車運送業
353	4331	一般貸切旅客自動車運送業
354	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く。)
355	4412	特別積合せ貨物運送業
356	4421	特定貨物自動車運送業
357	4431	貨物軽自動車運送業
358	4441	集配利用運送業
359	4512	外航貨物海運業
360	4521	沿海旅客海運業
361	4522	沿海貨物海運業
362	4531	港湾旅客海運業
363	4532	河川水運業
364	4533	湖沼水運業
365	4542	内航船舶貸渡業
366	4621	航空機使用業(航空運送業を除く。)
367	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)
368	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く。)
369	4831	運送代理店
370	4851	鉄道施設提供業
371	4891	海運仲立業
372	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
373	5011	各種商品卸売業(従業者が常時百人以上のもの)
374	5019	その他の各種商品卸売業
375	5111	繊維原料卸売業
376	5112	糸卸売業
377	5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く。)
378	5121	男子服卸売業
379	5122	婦人・子供服卸売業
380	5123	下着類卸売業
381	5129	その他の衣服卸売業
382	5131	寝具類卸売業
383	5133	かばん・袋物卸売業
384	5139	その他の身の回り品卸売業
385	5213	野菜卸売業
386	5214	果実卸売業
387	5216	生鮮魚介卸売業
388	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
389	5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業
390	5222	酒類卸売業
391	5223	乾物卸売業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
392	5226	茶類卸売業
393	5311	木材・竹材卸売業
394	5312	セメント卸売業
395	5329	その他の化学製品卸売業
396	5331	石油卸売業
397	5342	鉄鋼一次製品卸売業
398	5363	非鉄金属スクラップ卸売業
399	5369	その他の再生資源卸売業
400	5411	農業用機械器具卸売業
401	5413	金属加工機械卸売業
402	5419	その他の産業機械器具卸売業
403	5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む。)
404	5491	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く。)
405	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
406	5511	家具・建具卸売業
407	5514	室内装飾繊維品卸売業
408	5523	化粧品卸売業
409	5524	合成洗剤卸売業
410	5531	紙卸売業
411	5532	紙製品卸売業
412	5591	金物卸売業
413	5592	肥料・飼料卸売業
414	5595	たばこ卸売業
415	5596	ジュエリー製品卸売業
416	5597	書籍・雑誌卸売業
417	5599	他に分類されないその他の卸売業
418	5611	百貨店
419	5699	その他の各種商品小売業
420	5711	呉服・服地小売業
421	5712	寝具小売業
422	5721	男子服小売業
423	5731	婦人服小売業
424	5741	靴小売業
425	5742	履物小売業(靴を除く。)
426	5791	かばん・袋物小売業
427	5792	下着類小売業
428	5793	洋品雑貨・小間物小売業
429	5821	野菜小売業
430	5822	果実小売業
431	5831	食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)
432	5841	鮮魚小売業
433	5851	酒小売業
434	5891	牛乳小売業
435	5893	茶類小売業
436	5912	中古自動車小売業
437	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)
438	5921	自転車小売業
439	5939	その他の機械器具小売業
440	6011	家具小売業
441	6021	金物小売業
442	6033	化粧品小売業
443	6041	農業用機械器具小売業

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
444	6043	肥料・飼料小売業
445	6051	ガソリンスタンド
446	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)
447	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く。)
448	6063	新聞小売業
449	6073	楽器小売業
450	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
451	6091	たばこ・喫煙具専門小売業
452	6094	ジュエリー製品小売業
453	6099	他に分類されないその他の小売業
454	6741	生命保険媒介業
455	6811	建物売買業
456	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る。)
457	6821	不動産代理業・仲介業
458	6941	不動産管理業
459	7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く。)
460	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
461	7091	映画・演劇用品賃貸業
462	7092	音楽・映像記録物賃貸業(映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。)
463	7093	貸衣装業(映画・演劇用のものを除く。)
464	7099	他に分類されない物品賃貸業
465	7272	芸術家業
466	7292	翻訳業(著述家業を除く。)
467	7299	他に分類されない専門サービス業
468	7421	建築設計業
469	7422	測量業
470	7442	非破壊検査業
471	7651	酒場、ビヤホール
472	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
473	7671	喫茶店
474	7811	普通洗濯業
475	7812	洗濯物取次業
476	7813	リネンサプライ業
477	7821	理容業
478	7831	美容業
479	7891	洗張・染物業
480	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
481	7911	旅行業(旅行業者代理業を除く。)
482	7912	旅行業者代理業
483	7931	衣服裁縫修理業
484	7961	葬儀業
485	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
486	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業
487	8011	映画館
488	8023	劇団
489	8024	楽団、舞踏団
490	8025	演芸・スポーツ等興行団
491	8031	競輪場
492	8033	自動車・モーターボートの競走場
493	8034	競輪競技団
494	8036	自動車・モーターボートの競技団
495	8064	パチンコホール

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和8年10月1日～令和8年12月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(令和5年7月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (令和5年7月改定)細 分類番号	指定業種名
496	8065	ゲームセンター
497	8092	マリーナ業
498	8093	遊漁船業
499	8095	カラオケボックス業
500	8096	娯楽に附帯するサービス業
501	8241	音楽教授業
502	8242	書道教授業
503	8243	生花・茶道教授業
504	8322	無床診療所
505	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
506	8352	療術業
507	8361	歯科技工所
508	8539	その他の児童福祉事業
509	8543	介護医療院
510	8544	通所・短期入所介護事業
511	8549	その他の老人福祉・介護事業
512	8812	し尿処分業
513	8911	自動車一般整備業
514	8919	その他の自動車整備業
515	9031	表具業
516	9092	時計修理業
517	9093	履物修理業
518	9111	職業紹介業
519	9121	労働者派遣業
520	9221	ビルメンテナンス業
521	9229	その他の建物等維持管理業
522	9231	警備業
523	9291	ディスプレイ業
524	9295	ベストコントロール業
525	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)を除く。)
526	9511	集会場

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。

セーフティネット保証 5 号の概要

需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種について、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づいて指定。指定された業種に属する事業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となる。

＜特例保証の内容＞

①保証限度額の別枠化

（一般保険限度額）			（別枠保険限度額）	
・ 普通保険	2億円	+	・ 普通保険	2億円
・ 無担保保険	8,000万円		・ 無担保保険	8,000万円

②保証割合

別枠部分について借入額の 80%を保証

③保証料率

保証協会所定（概ね 1. 0%以下）（一般の保証は 1. 35%（平均））

＜認定手続き（個々の中小企業者）＞

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているため、その経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることが必要。

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要（抜粋）

（令和6年12月1日以降の認定申請分の取扱い）

1. 対象者

- 業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障を生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者

2. 認定基準（①～④ イ 売上高要件・創業者要件）

- 指定業種に属する事業（以下、「指定事業」という。）を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。（認定基準の具体的な適用関係は、次頁以降参照。）
 - ① 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。
 - ② 指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 創業者等であって指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。
 - ④ 創業者等であって指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要

(令和6年12月1日以降の認定申請分の取扱い)

2. 認定基準 (⑦・⑧ ハ 利益率要件)

- 指定事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。（認定基準の具体的な適用関係は、次頁以降参照。）
 - ⑦ 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。
 - ⑧ 指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。